

九重町の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針（概要版）

■ 方針策定の趣旨

本方針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（R4.12 スポーツ庁・文化庁）、「大分県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（R5.3 大分県教育委員会）に則り、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保をめざしたもので、生徒にとって望ましい活動環境を実現するための活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応についての考え方を示したものである。

学校部活動の地域移行は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識のもと、地域の持続可能で多様な環境の一体的整備により、生徒の望ましい成長の保障をめざすものである。したがって、地域に移行する際には、学校部活動の教育的意義や役割について継承・発展させ、新たな価値が創出されるよう、学校教育関係者と活動団体が必要な連携を図りつつ環境整備をめざす。

I 学校部活動

学校部活動は教育課程外の活動であり、設置・運営は学校判断で行われるが、その実施については本来の目的を果たし、生徒にとって望ましい活動環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動の方針の策定・活動計画・実施実績の作成と公表

○町の方針、学校の方針・活動計画・実施実績を HP 等で公表

(2) 指導・運営体制の構築

○指導者（教員・部活動指導員・外部指導者）の確保と適正数の部活動設置

○校務分掌に留意した指導・運営体制の整備

○部活動連絡会等の開催 ○教員の業務改善・勤務時間管理

2 合理的・効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

○健康管理・事故防止・体罰ハラスメントの根絶

○スポーツ医科学の見地から効率的・効果的トレーニングを導入

○生涯を通じて活動に親しむ基礎を培う ○心身に関する正しい知識

○生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重

(2) 部活動用指導手引きの普及・活用

○大分県の運動部活動の手引き「運動部活動の指導の在り方」等の活用

3 適切な休養日等の設定

○成長期における適切な休養日と活動時間を設定

○短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を推奨

・週2日の休養日 ・平日2時間、休日3時間程度の活動

・長期休業中の連続した休養期間の設定 ・休養日の大会参加の振替措置

○参加する大会の精選 ○定期試験前後に全部活共通休養日を設定

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

○競技スポーツ以外の活動環境の整備を検討（軽スポーツ等）

○苦手な生徒に配慮した、個に応じた対応

○生徒の自主的・自発的な参加を尊重（加入を強制しない）

5 学校部活動の地域連携

○学校関係者・保護者・地域が融合した環境整備（協議の場の設定）

○学校種間交流（高校・大学・特別支援学校等との合同練習等）

○部活動指導員・外部指導者・部活動顧問との協力体制

○休日・平日ともに既存のクラブ活動と連携を推進

○地域で行われている活動を周知し、生徒が活動を選択できる機会を提供

II 新たな地域クラブ活動

I 新たな地域クラブ活動の在り方

- 地域の関係団体と学校関係者の協力のもと、生徒の活動の場を整備
- 統括団体または活動団体による整備
- 総合型地域スポーツクラブの充実による世代を越えた活動機会の創出

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

- 従来の学校部活動に所属していた生徒だけでなく、学校部活動に所属していない生徒(苦手な生徒や障がいのある生徒)など、全ての生徒が対象

(2) 運営団体・実施主体

- 地域スポーツ・文化芸術団体(運営団体・実施主体)の整備充実を支援
- 『スポーツ団体ガバナンスコード』に準拠した団体であること
- 社会教育課、教育振興課、活動団体関係者、学校、保護者等との連携体制整備(協議会・検討委員会等を想定)
- 実施主体による「年間活動計画」及び「毎月の活動計画」の策定と公表
- 生徒間トラブルや事故等の対応を含む管理責任の明確化

(3) 指導者

- 指導者の質の保障(指導者の養成・資質向上の取組)
- スポーツドクターや有資格トレーナーとの緊密な連携=安全健康管理
- 指導者による暴力・ハラスメント等の問題行動に対する対応窓口
- 適切な指導の実施に対する指導助言
- 生徒の発達個人差や女子の成長期における心身の状態等への理解
- 指導の手引きを活用した指導
- 指導者の量の確保(既存の団体の指導者・部活動指導員・教員の兼職兼業・スポーツ推進委員等、様々な人材から指導者確保に努める)
- 人材バンクの整備による指導者配置支援を検討

- ICTを活用した遠隔指導

- 指導者に対する支援(資格取得・研修や講座の受講)

- 地域クラブでの指導を希望する教員の兼職兼業の許可(意思確認の徹底)

(4) 活動内容

- 競技・大会志向の活動にとらわれず多様な活動の機会を提供
- 総合型地域スポーツクラブ等に設置されている一般向け活動への参加
- 地域クラブ活動団体による活動内容の周知

(5) 適切な休養日等の設定

- I 学校部活動に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する
 - ・週2日の休養日 ・平日2時間、休日3時間程度の活動
 - ・土日の活動は原則として1日を休養日とする
 - ・長期休業中の連続した休養期間の設定 ・休養日の大会参加の振替措置
- 地域や学校の実態を踏まえた工夫
 - ・定期試験前後に全部活共通休養日を設定する等

(6) 活動場所

- 活動団体による学校施設、社会体育施設や文化施設等の使用を支援
- 学校・行政・関係団体による協議会・検討委員会等で利用ルール等を策定

(7) 会費の適切な設定と保護者の負担軽減

- 可能な限り低廉な会費を設定
- 施設利用・送迎面の支援や経済的困窮家庭への支援について検討
- 公正かつ適切な会計処理・情報開示(組織運営の透明性確保)

(8) 保険の加入

- 指導者や参加する生徒の、いわゆるスポーツ保険や個人賠償責任保険等への加入
 - *日本スポーツ振興センターは学校教育活動下の事故等のみ保障対象
- 活動に参加する生徒・指導者の適切な保険への加入を義務付け

3 学校との連携

- 学校部活動の教育的意義の継承・発展
- 学校と地域クラブの指導者間の連携・情報共有
- 地域クラブの取組状況の把握と指導・助言
- 地域で行われている活動を周知し、生徒が活動を選択できる機会を提供

Ⅲ 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(1) 休日の活動の在り方等の検討

- 休日における地域クラブ活動の整備(学校部活動と区別)
- 学校部活動指導者と地域クラブ活動指導者間の緊密な連携・指導方針や活動状況等について情報共有し、生徒・保護者へ説明

(2) 検討体制の整備

- 社会教育課、教育振興課、活動団体関係者、学校、保護者等の関係者からなる検討委員会等を設置し、ニーズ等の把握に努める
- 社会教育課が中心となり、教育振興課やその他関係部局と連携する
- 学校は生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、関係団体と協力・協働する

(3) 段階的な体制の整備

- 教育委員会が運営団体となって、学校施設での活動に指導者を派遣
- 総合型地域スポーツクラブや既存の活動団体等による多様な活動機会を確保し、それらの活動に希望する生徒が参加

2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブへの移行の段階的推進

- 令和7年度末までに休日の中学校部活動を地域クラブ活動へ移行
- 推進計画や実施計画を策定し、段階的な地域移行を推進
- 改革推進期間(R7年度末)終了後に進捗状況等を評価・分析

- 改革推進期間終了後に本方針の見直しを行う(見直しは推進期間内も可)

3 地方公共団体における総合的・計画的な取組

- 推進計画の策定、取組内容の周知
- 「県の方針」の策定を受け、地域の実情に応じた「九重町の方針」を示す

Ⅳ 大会等の在り方を見直し

1 生徒の大会等への参加機会の確保

- 大会等への参加に対する支援の在り方を見直す(補助金等)

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

- 学校部活動での大会参加の引率は、部活動指導員や外部指導者による引率が可能となるよう検討
- 地域クラブでの大会参加の引率は、実施主体の指導者が行う

(2) 大会運営への従事

- 各種大会等の運営に従事する教職員の服務上の扱いを明確化(兼職兼業)
- 教師等が実費弁済の範囲を越えて報酬を得て従事することを希望する場合は兼職兼業許可を含めた適切な勤務管理を実施

3 生徒の安全確保

- 夏季における空調設備の確保
- 暑さ指数(WBGT)等の客観的数値による開催基準の設定
- 生徒の体調管理を最優先にした運営

4 大会等の在り方

- 中体連等と連携し、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、参加大会数の目安等を定める
- 学校や地域クラブは、前記の目安等を踏まえ、参加する大会を精選する